

平成30年

11月農業委員会総会議事録

■日時	2018年（平成30年）11月14日（水） 14:30~14:50	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>（敬称略）</p> <p>（議席順）</p> <p>1 井阪 正明 2 大谷 康之 3 山千代重榮 4 高橋 一隆</p> <p>5 小林 修 6 横田 武 7 久保 安治 8 福本 敏行 9 飯阪 保</p> <p>10 辻林 孝幸 11 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>1 西辻 達佳 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年11月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、会議に先立ちまして事務局から出席者数の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会総会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、西辻委員、11番、辻畑委員、12番、辻井委員でございます。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、本日の議事録署名人をお願いいたします。13番、辻林委員さん、14番、友田委員さんをお願いをいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>
会長	<p>それでは、議案に入ります。1ページをお開きください。</p>

1 1月委員会議事日程、議案第1号から第4号、報告1号から4号にしたがいまして議事を進めさせていただきます。

2 ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、浦田町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、浦田町で、地目は、田1筆、面積は、1,421平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.2キロメートル、徒歩で約1分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、本件は贈与による所有権移転であるので耕作形態に変更なくほかへの支障は生じませんとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は水稻栽培されている農地であり、譲渡人・譲受人に意思確認を電話でいたしました。譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長

はい、事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2、黒石町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、黒石町で、地目は、畑1筆 田3筆、面積は合

わせて、3, 137平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻・果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約1.1キロメートル、軽トラックで約12分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用については周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、水稻栽培、果樹栽培されている農地であり、譲渡人は、譲り渡すことに同意されており、譲受人は作物を栽培する予定をしております。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長

はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号2につきましては許可することといたします。

続きまして、4ページ。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、府中町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、府中町で、地目は田、面積は1, 295平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、2種農地と判断いたします。

転用目的は植林で、申請人は、現在栗の木を植えています、今後比較的管理のしやすい杉を植林し管理していくとのことです。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は、営農条件は整っておらず、休耕地で周辺は山林化している、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請人に電話確認したところ、申請書の内容に間違いはなく高齢となり、管理の大変な申請地を比較的管理のしやすい樹木の植林を行うとのこと、許可後速やかに農地を転用し登記地目を変更するとのことであり、調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第2号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を附して知事に報告いたします。

続きまして、6ページ。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用賃貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、黒石町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、黒石町で、地目は田、面積は合計1,241平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満でありますので2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、借り人は、介護老人保健施設を営む法人であり、その事業に供するための52台分の駐車場となります。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は既に介護老人保健施設の駐車場として使用されており、申請地を転用したことにより周辺農地及び水路などへの影響などの苦情などは今まで出ていない。

申請者に確認したところ、転用目的は申請内容どおりに間違いなく、本人の経営している施設の駐車場として今後も使用していくとのこと、別件で農地法の許可が必要であることを知り、今回の申請に至ったとのこと。今後このようなことがないように法令

を遵守するとのことです。調査の結果、追認許可やむを得ないと認めます。

なお、この件につきましては、小林委員からの報告にもありましたように、既に碎石を敷きつめ駐車場として利用しており、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件については農地区分が2種農地でありますことから、申請書に農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路等への影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことでもあります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長

はい、ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を附して知事に報告いたします。

続きまして、8ページ、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を別表のとおり定めるものとする。

議案第4号、番号1、福瀬町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件は福瀬町で、地目は田6筆、面積は合わせて、1,457平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培・保全管理されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は、申請地で野菜栽培をする予定であることを確認いたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長

はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第4号、番号1については、このとおり決定することといたします。

続きまして、10ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告する。

11ページを御参照ください。

12ページ、報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号第70条の6第1項の規定の適応を受けた）特例農地の利用状況2件について別表のとおり確認するものとする。

13ページを御参照ください。

14ページ、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用8件を専決により受理したので報告する。

15ページを御参照ください。

16ページ、報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転5件を専決により受理したので報告する。

17ページを御参照ください。

以上で、予定されました議案、報告事項は終了いたしました。

閉会時間14時50分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員